

令和5年11月泉南市農業委員会定例会

令和5年11月9日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
森谷 豊	南 直樹	立道 智恵
湊 聡美		

(推進委員)

松本 一美	西浦 賢二	宮下 明
向井 彰一	戎野 繁	大佐 博

・欠席委員

(農業委員)

伊藤 喜久	池上 安夫
山本 芳男	上野 寛治

事務局 それでは定刻前ですが、ただ今より令和5年11月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席については伊藤委員、池上委員、山本委員、上野委員より欠席の届出が出ております。よって14名中10名出席で、過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、本日は6名全員出席しております。

 それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 大変お忙しいところ、泉南市農業委員会11月定例会にご出席いただきありがとうございます。先月25日に大阪府農業委員会大会がございました。7名の方にご参加いただき、ありがとうございました。

 さて、京都大学大学院の藤井聡先生が講演されたのですが、どこまでかはわかりませんが、かなり本音の面白いお話を聞かせていただきました。ですが、講演の内容は、日本の自給率というかなり重い課題

会長 について話されておりました。ちなみに日本の食料自給率ですが、40%弱です。特に小麦については80%、農作物を作る為に必要な化学肥料については、ほぼ100%を輸入に頼っているという状況です。

また、これまでの農業の行動変化に関しては、農業従事者の数は1999年と比較しますと、約半分で123万人です。うち、60歳未満は1/4にまで減少しています。約25万人しかいない状況です。危機的状況になっておりますし、まだまだこれから離作が続くかと思われま

す。そういった状況に、政府も重い腰を上げて、農政の憲法といわれる、「食料・農業・農村基本法」という法律の改正の最終取りまとめが9月に出来上がっております。来年の国会には具体的な論議が交わされる事となります。我々も注意深く見守っていかねばならないと考えております。しかしながら、当面は農業にとって厳しい状況が続いていくかと思

います。さて、本日は議案が2件、報告案件が2件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願

いします。会長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、4番 宮内委員、10番 森谷委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会長 それでは、令和5年議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めま

事務局 令和5年議案第31号3件について朗読する。議案第31号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますが、お二方も欠席されておりますので事務局より補足説明を兼ねてご報告させていただきます。

事務局 No. 1につきましては、譲渡人は譲受人の娘であり、親の介護の為に現在はほとんど実家で生活されており、耕作も行っている関係から生前贈与する事となりました。季節野菜を栽培されております。

No. 2につきましては、①②番とも錆びたハウスがある遊休農地でした。譲渡人は譲受人の元義母であり、生前贈与です。

No. 3につきましては、①②番は青ネギの植え付け、③番は遊休農地でありました。譲渡人は相続した農地の農業経営は全く行っておらず、①、②番について青ネギ農家と利用集積を行っていましたが、今回の売買で中途解除となりました。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 1につきまして、譲渡ですか。

事務局 いえ、生前贈与です。

会長 地区推進委員さん、この農地は確認してもらっていますか。

〇〇委員 ここは農地パトロールで農業委員さんに確認してもらっています。

事務局 当該農地周辺は細長い農地が密集していて、境目もわからないような状態になっておりますので、一目では誰が何を作っているのか、わかりません。

会長 この辺りは遊休農地も多いのですか。

事務局 はい、あります。墓地側の遊休化が酷いです。

会長 この譲受人は耕作しているのですね。

事務局 はい。親の介護と耕作を平行してやるようです。

会長 No. 2についてですが、譲受人が元義母という事ですので、かなり高齢ですが、耕作できるのですか。

事務局 年齢は89歳です。

会長 高齢ですので、利用集積なり考えてあげてください。

事務局 現況は錆びたハウスがあり、遊休農地となっています。

会長 多少古いハウスですが、もしハウスで耕作したいという方があれば、事務局から斡旋願えますか。ここは道からすぐで、便利の良い場所です。

会長 No. 3についてですが、農用地は何番ですか。

事務局 ③番が農用地です。

会長 他に意見はございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第31号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第31号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり許可することといたします。

会長 続きまして、令和5年議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年議案第32号2件について朗読する。議案第32号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1については〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告いたします。みかんを植えていました。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては地区担当委員が欠席ですので事務局より報告させていただきます。①②番とも植え付け前のきれいに鋤いた状態でした。

また、No. 1について補足説明させていただきます。貸し手と借り手は兄弟です。親から相続したみかん畑ですが、相続上、兄名義となつていますが、実際経営しているのは弟であるため、今回きっちりど利用集積というかたちで申請し、10年間の契約することとしました。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 1についてご自身から利用集積の申し出があったのですか。

事務局 窓口に農地取得について相談されました。現況は兄の農地を自身が管理しており、新たに農地の購入を考えていると事でしたので、所有農地が無い為、兄の農地を利用集積する事で農業資格を取得していただき、農地の購入を進める流れで指導いたしました。

会長 今あるみかんは借手がずっと長年にわたり作っていたという事ですか。

事務局 はいそうです。

会長 よろしいですか。他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第32号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第32号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

出席者全員挙

- 会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり決定することといたします。
- 会 長 次に、報告事項に入ります。令和5年報告第22号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事 務 局 令和5年報告第22号1件について朗読する。報告第22号につきまして事務局より補足説明させていただきます。転用目的は、自動車車庫用地となっていますが、転用後、とりあえず届出者の乗用車、一台しか停めないそうです。露天駐車場です。
- 会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第22号を終了します。
- 会 長 続きまして、令和5年報告第23号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事 務 局 令和5年報告第21号6件について朗読する。報告第21号につきまして事務局より状況を報告させていただきます。
No. 1、2につきましては、〇〇委員と現地確認を行いました。No. 1については、2筆とも米跡でした。No. 2につきましては、ベタ鋤きの後、きれいに畝立てをしていました。No. 3とNo. 4については、〇〇委員と現地確認を行いました。米跡を確認しました。ちなみに、No. 3とNo. 4の所有者については、ご夫婦ですが持ち分1/2の共有名義であるため、このような形で証明願いは別々に提出されました。以上です。
- 会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 全筆、ちゃんと耕作しているんですね。まれに耕作していないところもでてくるので、きちんとチェックはしてください。

事 務 局 はい。そういった場合は指導させていただきます。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第21号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

事 務 局 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして11月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、12月8日（金）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。時間は3時半からです。どうも長時間ありがとうございました。

午後1時57分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年11月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____